

金融教育の現状

若園智明

一 はじめに

二〇〇五年六月に公表された「株式分布状況調査の調査結果について」（全国証券取引所）によれば、二〇〇四年度にわが国個人株主の延べ人数は三、五〇〇万人を超え、前年度から一〇〇万人以上の大幅な増加となった。同調査の分析によると、「新規上場会社」への投資と並んで、「株式分割・投資単位の引き下げ」が個人株主の増加をもたらす主要因となっている。株式分割に関して

は、一部の企業による行き過ぎた行為が問題視されたものの、二〇〇一年以降に実施された、一連の個人投資家育成策が功を奏したと言えよう。¹⁾しかしながら、日本銀行『資金循環勘定』を用いて、家計が保有する金融資産に占める株式の比率を見ると、二〇〇五年三月末時点で「株式・出資金」は八・六%を占めるに過ぎない（図表1）。「投資信託」を含めても、家計保有の金融資産に占める比率は一一・三%程度であり、この数字は同時期のアメリカの家計が保有する「投資信託」（二一・四%）にも満たない。約一〇年前となる

図表1 日米家計の資産構成（2005年3月末）

| | 日本 | アメリカ |
|----------|---------|---------|
| 現金・預金 | 54.8% | 13.2% |
| 債券 | 2.8% | 7.9% |
| 投資信託 | 2.7% | 12.4% |
| 株式・出資金 | 8.6% | 34.2% |
| 保険・年金準備金 | 26.5% | 28.8% |
| その他計 | 4.7% | 3.4% |
| 総保有額 | 1,416兆円 | 36.5兆ドル |

（出所）日本銀行『資金循環勘定』。

一九九四年末時点では、わが国家計が保有する「株式・出資金」の比率は一〇・〇％であり、むしろこの一〇年間で、家計保有金融資産に占める株式の比率は減少している。市場環境の差を考慮する必要があるが、金額ベースで見ても、家計が保有する「株式・出資金」はこの一〇年間で三七％の増加に留まっている。（同期間で保有金融資産の総額は二一・六％増加している。）

二〇〇一年八月に『証券市場の構造改革プログラム』（金融庁）が公表されて以降、いわゆる「貯蓄から投資への転換」が国策として試みられてきた。しかしながら、確かに小口の個人株主の数は増加しているものの、わが国の金融システムにおいて、家計からのマネーを間接金融から直接金融へと誘導する試みは依然として道半ばである。家計の証券投資を活性化させる鍵の一つは、証券を中心とした金融に関する知識の向上であること

は間違いが無い。正確かつ体系的な金融知識は、自己責任を前提とする証券投資には不可欠である。わが国の国策として家計に証券投資を求めらるるならば、金融知識の普及啓発も国策と定める必要がある。特に、次世代の個人投資家の育成を考えるならば、学校での金融教育は極めて重要である。すでに欧米では、金融知識の普及啓発を国が主導する例も見られる。本稿は、欧米での先例を概観しながら、主に学校教育に焦点を当て、わが国の金融教育を普及させる試みを検討することを目的とする。

二、日本の金融教育の現状

(1) 証券投資に関する知識と意識

家計が金融や経済に関する知識を習得することは、^①経済人としての更なる自立を促し、^②証券投資の活用が容易となることで、より効率的なラ

イフ・プランニングを可能とし、^③金融詐欺の被害者となることを防ぐ、等の効果をもたらす。

経済協力開発機構（OECD）は加盟国国民の金融に関する知識水準について調査し、その結果を二〇〇五年七月の『金融に関する市民教育』で公表した。同時にOECDは、『金融教育と啓発に関する原則と実践―勧告―』をまとめ、加盟国^④に対して金融知識の普及啓発の必要性を説いている。OECDの調査は成人が対象であるが、この調査によれば、わが国の成人の七一％は、株式投資や債券投資についてほとんど知識が無いことが報告されている。また、五七％は金融商品に関する一般的な知識が欠けており、二九％は保険や年金、税金に関する知識が不足していることが解った。

国内では、日本証券業協会会長の諮問研究会として発足した「個人投資家について考える研究会」（座長：佐賀卓雄、日本証券経済研究所理事

・主任研究員）が、家計の証券投資に関する知識と意識を調査する目的で、二〇〇四年一月より国内四箇所（東京・大阪・金沢・高松）において、証券投資経験と性別によって区分した一六グループ（計九六名）を対象としたグループ・インタビューを開催した。このインタビューからは、

④証券投資に関する知識水準は、年齢により若干の差があるものの、投資経験の有無ではほとんどの差がない、⑤全体として保有する知識は断片的であり、体系的な知識に欠ける、⑥証券投資に関する誤った知識に基づいて行動する投資家が見られる、等の結果が得られた。これらの結果は、断片的な金融や経済の知識を与えるだけでは、家計の証券投資を促進させることが困難であることを意味している。また、証券投資を行うか否かの動機付けは、①身近に相談出来る人間が居ることが重要な要因であることが解った。個人投資家へのコ

ンサルディング業務の充実などは、これからの証券業にとって検討を要する課題であるが、正確かつ体系的な金融知識の普及啓発は、家計の証券投資への意識を高め、投資行動を促進させるために必要な喫緊の課題であることが確認された。

(2) 教育現場での金融教育の現状

証券教育を含めて、金融教育が施される機会には、学校段階での教育と職場での教育とに大きく分類することが出来る。特に前者である学校段階での教育が如何に重要であるかは、改めて説明する必要もあるまい。³⁾

日本証券業協会、東京証券取引所、投資信託協会によって構成される「証券知識普及プロジェクト」は学校教育の実態調査を行い、二〇〇五年五月に『学校における経済・金融教育の実態調査報告書』を公表した。調査対象となった中学・高校

の教員八四七名のうち、九〇%以上が学校段階での金融・経済教育の必要性を認識している。また、金融教育を始める段階としては五〇・二%が「小学校」を挙げ、早期にこれらの教育を開始する重要性は教育現場でも認識されていると言えよう。しかしながら現実の実施状況を見ると、「実施していない」と「検討中」が合わせて五六%のぼっている。また、実施している場合でも、個々の教員独自の取組みに留まるケースが多く、体系的な金融教育が施されているとは言い難い。特に現状では、証券知識の教育に関して抵抗感を持つ教員も多い。個別の教員・学校単位の取組みだけで、証券を含めた金融教育を推進していくことには限界があるのは明白である。文部科学省や金融庁、日本銀行などの教育・金融関連の省庁や中央銀行のみならず、金融に関連する業界団体からの積極的かつ体系的な支援が不可欠である。こ

れらが縦横に連携することで、わが国の金融教育の普及啓発は進展するであろう。学校段階での教育は、次世代の個人投資家の育成に関わる問題であるが、社会人を対象とした教育においても、同様である。次に、わが国の金融教育に関連する各機関の取組み状況を見てみよう。

(3) 金融教育に関連する各機関の取組み

わが国の金融教育は、二〇〇一年八月『証券市場の構造改革プログラム』個人投資家が主役の証券市場の構築に向けて』（金融庁）において、金融と経済に関する教育を証券市場の構造改革の具体的な課題の一つとして挙げて以降、進展を見せていると言えよう。二〇〇四年一二月に公表された『金融改革プログラム』金融サービス立国への挑戦』（金融庁）では更に、家計のライフ・サイクルに応じた金融経済教育の拡充を求めている

る。特に二〇〇五年は、政府や日本銀行によって「経済教育元年」、「金融教育元年」（金融中央広報委員会）の呼称が使用され、研究会や多くのイベントが開催されている。以下で、金融庁、内閣府、日本銀行の近年の取組みを概観する。

①金融庁、内閣府、日本銀行の取組み

金融庁は、二〇〇五年三月に「金融経済教育懇談会」を立ち上げ、六月までに計七回の会合を開いている。この懇談会では、少子・高齢化の進展と金融経済教育の重要性などが議論され、六月に「金融経済教育に関する論点整理」が公表されている。個別の活動では、大学と連携して金融に関する知識を普及させる試みが注目される。例えば、金融庁は二〇〇五年一〇月から広島大学大学院で、主に社会人向けに、金融行政の実務に関する講座として「金融検査・監督の制度と理論」を

開講している。この講座には毎回、金融庁のスタッフが講師として派遣される。更に金融庁は、来年度以降も大学と連携して、金融に関する講座を複数開設する予定である。

内閣府は、二〇〇五年七月に「経済教育サミット」を開催している。このイベントでは、経済教育の必要性、アメリカの経済教育への取組み、わが国の経済教育の課題などが議論され、政府や中央銀行からは、竹中経済財政担当大臣、伊藤金融担当大臣、福井日銀総裁などが出席し、小学校から大学までの教員も参加した。また、二〇〇四年には財団法人日本経済教育センター内に「経済教育に関する研究会」を設置し、経済教育推進の課題や教育現場で使用するモデル教材の開発などを行っている。二〇〇五年六月には、『経済教育に関する研究会中間報告書』が公表されている。

日本銀行と金融広報中央委員会は、全国で

「キャラバン金融講座」(二〇〇五年八月～二〇〇六年三月) や「金融教育公開授業」(二〇〇五年七月～二〇〇六年一月) などを開催する他、「金融教育フェスティバル」(二〇〇五年一月) や講演会、通信教育講座など、積極的に金融知識の普及啓発を行っている。この他日銀は、後述する「日銀グランプリ」の開催も予定している。

これらは一例であるが、金融庁、内閣府、日本銀行等による金融知識の普及啓発活動は、近年になり活発化していると言える。しかしながら、個別の活動自体は評価すべきレベルにあるものの、問題意識を共有し、同一の目的を持って連携する動きは鈍いと言えよう。「金融経済教育懇談会」(金融庁) や「経済教育に関する研究会」(内閣府) などの研究会にしても、他の省庁は単なるオブザーバーとしての参加に留まっている。現状では、後述するアメリカやフランスの様に、省庁や

官民の垣根を越えた強固な連携とは言い難い。

② 金融関連業界・NPO等

金融に関する業界は、金融庁からの「個人投資家の育成・拡大に向けたアクション・プラン策定の要請」(二〇〇三年五月) を受けて、金融教育の充実を加速させた。特に投資に関する知識の普及に努めている。詳細は前述の「個人投資家について考える研究会」の報告書を参考とされたいが、日本証券業協会や東京証券取引所などの証券業界団体や、個別の金融機関、NPOであるエイプロシス等が中心となり、金融関連業界も金融知識の普及啓発を行っている⁽⁴⁾。

三、欧米の金融教育推進の試み

前掲の「個人投資家について考える研究会」

は、活動の一環として、二〇〇五年一月下旬より約二週間に渡り欧米の金融教育の現状視察を行っている。欧米の金融教育に関連する機関を訪問した結果、近年、金融知識の普及に関して、国や連邦レベルで推進を目的とする組織的な連携が発足していることが解った。欧米でも、国策として金融教育推進の重要性が認識されていると言えよう。以下では、アメリカとフランスで発足した連携組織を概観するとともに、アメリカ・イギリス・日本の中央銀行が提供している教育プログラムの一例を紹介する。

(1) 金融教育推進を目的とした組織の発足

① アメリカ：「金融リテラシー・教育委員会」の発足

アメリカには学校教育に関して連邦レベルで統一された基準はなく、各州が独自の教育基準を設

けている。金融教育に関して、州レベルでNPO等が中心となり活発な普及活動が試みられてきたことが知られている。しかしながら近年、アメリカでも連邦レベルでの取組みが活発化している。

連邦レベルで金融教育の推進を担当する部署として、二〇〇二年五月に金融教育局 (Office of Financial Education) が財務省内に設立された。金融教育局の目的は、国民がパーソナル・ファイナンスに関連する分野で賢い選択ができるよう、金融知識とスキルを提供することである。

特に、貯蓄 (Saving) / 信用管理 (Credit Management) / 住宅所有 (Home Ownership) / 退職後計画 (Retirement Planning) が重要な分野と定められている。連邦レベルで金融教育を重視し始めた背景には、金融や経済に関するアメリカ国民の知識の低下がある。特に、若年層での知識

低下は重要な問題であると認識されている。N P Oであるジャンプ・スタート個人金融教育連盟 (JumpStart Coalition for Personal Finance Literacy) 等が行った調査報告を受け、金融教育局が刊行した二〇〇二年一〇月『学校カリキュラムにおける金融教育の統合』 (Integrating Financial Education into School Curricula) では、連邦政府の政策として学校教育の段階で金融教育を施す必要性を提言している。

更に、近年成立した重要な二つの連邦法によって、金融教育に関して、連邦機関間での連携がより強固なものとなった。第一の法律は、二〇〇二年一月の大統領署名によって成立した「落ちこぼれ防止法」 (No Child Left Behind Act) である。「落ちこぼれ防止法」は学校教育の水準を設定する必要性を明記し、連邦法として初めて国語や数学と同様に金融・経済教育の重要性を認めた

法律でもある。この連邦法の成立は、現在のアメリカ金融教育の根幹にかかわるものであり、関連する組織の連携に大きな影響を与えている。

第二の法律は、二〇〇三年一二月の大統領署名によって成立した「公正かつ正確な信用取引に関する法」 (FACTA: The Fair and Accurate Credit Transaction Act) である。連邦レベルで金融・経済教育に関連する組織の連携をもたらした重要な法律として知られている。FACTA の Title V を根拠法として、金融教育局が中心となり、金融・経済教育の促進を目的に、財務省長官を委員長とする「金融リテラシー・教育委員会」 (The Financial Literacy and Education Commission) が設置された⁵⁾。金融リテラシー・教育委員会の最大の特徴は、その構成メンバーにある (図表2)。金融関連を中心として、アメリカの主要な連邦機関がメンバーとして参加し、少

図表2 「金融リテラシー・教育委員会」参加メンバー

1. 財務省
2. 教育省
3. 厚生省
4. 労働省
5. 農業省
6. 国防省
7. 退役軍人省
8. 米国住宅・都市開発省
9. 中小企業庁
10. 社会保障庁
11. 共通役務庁
12. 全米信用組合管理局
13. 通貨監督局
14. 貯蓄金融機関監督局
15. 人事管理局
16. 連邦通商委員会
17. 商品先物取引委員会
18. 連邦準備制度理事会
19. 連邦預金保険公社
20. 証券取引委員会 (SEC)

(出所) Department of Treasury (<http://www.treas.gov/>).

なくとも四カ月に一度の会合が義務付けられ、ウェブ上でも内容が公開されている。金融リテラシー・教育委員会の発足によって、連邦レベルで金融・経済教育の調整が行われるばかりでなく、各組織が役割を分担し、独自の機能を発揮することが可能となっている。

② フランス…「投資家の教育に関する研究グループ」の発足

欧州ではイギリスのFSAの取組みが有名であるが、フランスでも二〇〇四年六月に「投資家の教育に関する研究グループ」が発足し、フランス国民に対する金融・経済教育の普及啓発に関する研究が行われている。

フランスで金融教育が必要となる理由は、短期的には二〇〇〇年のITバブル崩壊以降の個人投資家数の減少があるが、基本的かつ中長期的な理

由として、国民の金融や経済に関する知識が乏しいことが挙げられる。更に、フランス金融市場監督局（AMF）や金融知識の普及を目的としたNPOである「証券の学校（Ecole de la Bourse）」が共通して指摘するのは、国民の知識不足と共に、公的年金制度の改革から受ける影響が、金融知識を普及させる根拠となっている点である。イギリスを除く他の欧州諸国と同様に、フランスでも進展する高齢化に対応すべく、実質的な給付額の削減を中心とした公的年金制度改革を行っている。本来、公的扶助が縮小した部分は、家計の自助努力による資産形成で代替されなければならぬ。しかしながら、金融や経済に関する知識レベルが低いままでは、資産形成の自助努力を家計に求めることは困難である。

このような金融や経済に関するフランス国民の知識レベルの低さは、教育を受ける機会が極めて

乏しかったことが一因であると指摘されている。

たとえば、中学校での社会科の单元には「市民教育」があるが、現状では金融や経済に関する知識はほとんど教えられていない。高校では、経済学が選択科目として履修可能であるが、金融の領域までは踏み込んでいない。また、フランスでは高校へ進学しない子供もいることから、学校教育で金融や経済を全く学ばない子供も多い。社会人への教育に関して、証券の学校は全国で有料のセミナーを開催しているが、ITバブル崩壊以降は受講者が年々減少し、昨年の受講者は約八〇〇人に留まっている。証券の学校はフランスの代表的な金融知識の普及啓発団体であるが、支援者はユーロネクストのみであり、資金的な問題から広域で金融教育を行うのが困難な状況である。

このような状況に対応すべく、フランスでは金融教育を推進するプロジェクトとして、二〇〇四

年六月にAMFのミッシェル・プラダ総裁を發起人とする「投資家の教育に関する研究グループ」(Le Groupe de Travail de Place sur L'Education des Epargnants)を発足させた。この研究グループの参加メンバーには、経済財政産業省、教育省、中央銀行、金融市場監督局といった省庁から、ユーロネクスト、銀行協会、ユーロプラス、保険会社協会、証券アナリスト協会などの金融関連団体、個人投資家の利益を代弁する個人株主促進会、個人投資家委員会、フランス投資クラブ連合会、金融を専門とする著名ジャーナリストまでが含まれており、金融と教育に関連する主たる組織や個人が横断的に参加している(図表3)。AMFが強調するのは、この研究グループへ金融に関する主要な団体が横断的に参加しているだけではなく、各参加者が役割を分担し、それぞれの分野で研究グループの成果を発信する任を負って

いる点である。このような統一的なプロジェクトが存在し、関係者間での問題意識が共有されれば、国家レベルでの効率的な金融知識の普及啓発が可能となるであろう。

「投資家の教育に関する研究グループ」は活動の一環として、二〇〇四年二月にフランスで初めてとなる金融知識に関する世論調査の結果を公表した。この調査結果によると、フランス人の四分の三は「知識不足」と回答しており、金融に関して銀行員のアドバイスに依存していることが明らかとなった。また、国民からは、学校教育における金融や経済の教育に対する欲求も強く、若年層の学習意欲も強いことが解った。特に、早期からの金融教育が望まれている。

「投資家の教育に関する研究グループ」は一連の活動の後、二〇〇五年五月に研究結果の報告書として「小口投資家の経済と金融の教育に向け

図表 3 「投資家の教育に関する研究グループ」構成メンバー

1. 経済財政産業省
2. 教育省
3. 労働省
4. フランス商工会議所連合会 (ACFCI)
5. フランス投資会社連合会 (AFEI)
6. フランス金融運用管理連合会 (AFG)
7. 個人株主促進会 (APAI)
8. 金融市場監督局 (AMF)
9. フランス中央銀行
10. パリ商業会議所 (CCIP)
11. 金融セクター諮問委員会 (CCSF)
12. 個人投資家委員会 (Comited' Investisseurs Particuliers)
13. ユーロネクスト (証券学校) (Euronext: L'Ecole de la Bourse)
14. 退職者の保護と年金に関する独立組織連合会 (FAIDER)
15. フランス従業員株主・退職従業員会議連合会 (FAS)
16. フランス銀行協会 (FBF)
17. フランス投資クラブ連合会 (FFCI)
18. フランス保険会社協会 (FFSA)
19. Cercle de Liaison des informateurs Financiers Francais (CLIFF)
20. 全国消費協会 (INC)
21. ジャン・ピエール・ギャール (ジャーナリスト)
22. パリ・ユーロプラス
23. フランス証券アナリスト協会 (SFAF)

(出所) AMF (<http://www.amf-france.org>).

大和インベスター・リレーションズ「e-IR mail magazine」、2005年2月25日号。

て」をAMFのプラダ総裁に提出した。⁶⁾この報告書では、フランスにおいて金融と経済に関する文化を育成するために、包括的な政策の必要性を訴えている。また、金融知識の普及啓発を行う目的で、独立した専門機関の設立を求めている。AMFによると、研究会以降のステップを担う独立機関は、官民から金融教育に関連する人材を集めた財団として、年内を目処に設立される予定である。

(2) 中央銀行が提供する金融教育プログラム

欧米では、金融教育推進において中央銀行が重要な役割を果たしている。上述したように、わが国でも日本銀行や金融広報中央委員会が金融知識の普及啓発において重要な役割を果たしている。最後に、高校生や大学生を対象に提供されている金融教育プログラムの一例として、各国の中央銀

行が提供する類似のプログラムを紹介したい。

① アメリカ…「フェド・チャレンジ」

アメリカ各州の連邦準備銀行は一九九五年（N Y州の場合）より、シティ・バンク等からの資金協力を受け、高校生・大学生・大学院生向けに「フェド・チャレンジ」と呼ばれるプログラムを提供している。このプログラムは金融政策を決定する連邦公開市場委員会（FOMC）の模擬体験プログラムであり、学生のレベルに合わせて金融政策の背景を学ばせることを目的としている。各州の連銀は単にプログラムを提供するだけではなく、連銀のスタッフを派遣し、金融政策に関する学生たちの調査報告や議論を採点する。学校単体での実施に留まらず全米大会も実施されており、参加する学校数も年々増加している。高校向けプログラムを例にとると、二〇〇五年は全米から二

五〇校以上の高校（N Y州で五四校）が参加し、五月にワシントン連邦準備銀行のFOMCミーティング・ルームで決勝戦が行われた。

② イギリス…「ターゲット・ツー・ポイント・ゼロ」

イギリスの中央銀行である英国銀行も、タイムズ社と協同でアメリカの「フェド・チャレンジ」と同様なプログラム「ターゲット・ツー・ポイント・ゼロ」を二〇〇〇年度から提供している。「ターゲット・ツー・ポイント・ゼロ」は一六歳から一八歳の学生を対象としており、インフレ目標値である二・〇%を達成するために必要な金融政策について、様々なデータを用いたプレゼンテーションを競うプログラムである。二〇〇四年度は全英四二地域から二四四チームが予選に参加し、六チームが英国銀行で決勝戦を行った。

③日本…「日銀グランプリ」

二〇〇五年度からは日本銀行も、主に大学生を対象とした「日銀グランプリ」キャンペーンからの提言」の実施を予定している。このプログラムは金融経済をテーマとした政策提言、ビジネス・モデルの提案などを競うものである。全国から書類選考で選ばれたチームが、二〇〇六年三月に、金融政策決定会合のメンバーである政策委員（予定）が採点する決勝審査に進出する。

四、おわりに

これまでわが国では、主に家計を対象に実施されたアンケート調査に基づいた分析から、「知識不足」が証券投資を行わない主要な要因の一つであると考えられてきた。確かに、成人を対象としたOECDの調査結果からも、わが国家計の金融

や経済に関する知識不足が確認されている。しかしながら、「個人投資家について考える研究会」が実施した調査からは、絶対的に不足しているのは体系的な知識であり、断片的な知識はどの家計もある程度までは習得していることが解った。また、このような断片的な知識は、証券投資を行うか否かの決定にはあまり影響を与えていないことも解った。家計に対するコンサルティングの重要性とともに、家計の証券投資を促進するために、正確かつ体系的な金融や経済の知識を普及啓発することが必要不可欠なのである。特に次世代の個人投資家育成の観点からは、学校段階での金融教育を充実させることが求められる。

近年、わが国でも金融教育の重要性が認識され始め、様々な機関から金融教育プログラムが提供されている。しかしながら、個別の機関の活動を見ると、似通った内容が多いことが解る。同様な

プログラムを複数の機関が提供することが如何に非効率であるかは言うまでもない。これは金融教育に関して、わが国では組織的な連携が非常に希薄であることが原因の一つである。このような問題は、学校段階での教育だけではなく、社会人に対する教育にも共通である。アメリカやフランスの例を挙げたが、金融知識の普及啓発を目的とした国家レベルでの取組みは不可欠である。組織的な連携の下、共通した問題意識と目的を持ち、各機関が独自の特色を生かした活動やプログラムを提供することにより、金融や経済に関する知識の普及啓発は更に効率的になると思われる。国策として、今後の更なる発展に期待したい。

(注)

(1) これまでの実施された個人投資家育成策に関しては、個人投資家について考える研究会「二〇〇五」第三章が詳しく

い。

- (2) <http://www.oecd.org/dataoecd/7/17/35108560.pdf>
- (3) OECDの『金融教育と啓発に関する原則と実践―勧告―』でも、学校段階での金融教育の重要性を説いている。
- (4) 個人投資家について考える研究会「二〇〇五」参照のこと。
- (5) <http://www.treas.gov/offices/domestic-finance/fi-ncial-institution/fi-education/>
- (6) http://www.amf-france.org/documents/general/6113_1.pdf

(参考文献)

- 個人投資家について考える研究会「二〇〇五」『個人投資家と証券市場のあり方』日本証券業協会編、中央経済社。
- 証券知識普及プロジェクト「二〇〇五」『学校における経済・金融教育の実態調査報告書』金融証券知識の普及に関するNPO連絡協議会。
- 日本証券業協会「二〇〇五」『欧米視察回報報告書～個人投資家について考える研究会～』。

(わかその ちあき・当研究所研究員)